

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.7.26	H30.8.1	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成25年10月22日受付第2801号の宅地建物取引業者免許申請書 （2）東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成28年9月14日受付第41609号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	35	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
2	H30.7.27	H30.8.1	東京都知事（○）第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成30年4月20日受付第87号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	24	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
3	H30.8.1	H30.8.2	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書（第28期）のうち各一枚 ・表紙（別紙8） ・工事経歴書（電気通信工事業）	2	1														（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
4	H30.8.1	H30.8.2	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇号）	3	1															都市整備局市街地建築部建築指導課
5	H30.7.19	H30.8.2	①開示請求人が東京都〇〇にある都営アパート〇〇アパートから現住所の〇〇アパートへ住宅変更した際の関係書類全部（開示請求人と東京都庁及び住宅供給公社の連絡内容に関する書類と、東京都庁と住宅供給公社の連絡内容に関する書類を含む） ②開示請求人が平成24年11月頃から再度住宅変更請求をした際の関係書類全部。 ③開示請求人が東京都へ申請した書類は除く。																本件は、保有個人情報に係る本人からの開示請求であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第30条第2項の規定により、東京都情報公開条例は適用せず、当該開示請求を却下する。	都市整備局都営住宅経営部指導管理課
6	H30.7.23	H30.8.2	稲城市〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書、協定図（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	3	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
7	H30.7.26	H30.8.3	都営住宅30M-102東（足立区鹿浜二丁目）工事 工事設計内訳書（総括表、建築工事内訳書）、仮設諸経費計算書、一位代価表	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
8	H30.7.26	H30.8.3	都営多摩ニュータウン愛宕団地境界確定測量 委託総括書、種別内訳書、代価明細書	11	1															都市整備局都営住宅経営部資産活用課
9	H30.7.27	H30.8.3	都営住宅26H-108東及び26M-112東（足立区扇三丁目第2）整備工事 工事設計書、工事設計内訳書（総括表、内訳書）、仮設諸経費計算書、一位代価表	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
10	H30.7.27	H30.8.3	都営住宅30M-102東（足立区鹿浜二丁目）工事 工事設計内訳書（総括表、建築工事内訳書）、仮設諸経費計算書、一位代価表	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	H30.7.31	H30.8.3	都営住宅30M-102東(足立区鹿浜二丁目)工事 工事設計内訳書(総括表、建築工事内訳書)	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所建設課
12	H30.7.20	H30.8.3	東村山市萩山町〇丁目〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書き許可に係る、道に関する協定書(平成27年7月10日付け。)並びに協定図に準ずる別添現況図(平成18年のもの)、配置図及び様式3(いずれも平成18年のもの)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	5	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
13	H30.7.23	H30.8.3	東村山市栄町〇丁目〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書き許可に係る、道に関する協定書及び協定承諾書並びに協定図に準ずる案内図・配置図及び現況測量図(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	4	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
14	H30.8.2	H30.8.6	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 建設業許可申請書一式(平成28年5月30日許可)	19	1								1						(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
15	H30.8.2	H30.8.6	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳(平成30年7月19日から平成30年8月1日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
16	H30.6.12	H30.8.7	(1)27都市政土第991号 東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A-3、A-4、A-5地区)の企画提案書の提出について(東京都決定) 214回(9月)都計審 (2)27都市政土第1058号 東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画(A-3、A-4、A-5地区)の企画提案書の提出について(收受)(東京都決定) 214回(9月)都計審 (3)28都市政土第944号 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画企画提案書の一部見直し報告について(A-5地区) (4)30都市政土第43号 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画企画提案書の一部見直し報告について(A-5地区) (5)都市開発諸制度緑化計画チェックシート(平成28年2月5日付東京都收受) (6)都市開発諸制度地球温暖化対策に関するチェックシート(平成27年度版)(平成27年9月18日付東京都收受) (7)緑化計画報告書(平成29年10月3日付東京都收受) (8)建築物環境性能報告書(平成29年10月3日付東京都收受)	※	1							1	1	1					(7条2号) 非開示部分:個人の氏名、写真の人物の顔貌、自動車登録番号標及び車両番号標、建築士登録番号 非開示理由:個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 非開示部分:法人における特定の部署又は特定の担当者の連絡先 非開示理由:通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、円滑な事務遂行に支障が出るなど、当該法人の競争上又は業務運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 非開示部分:印影 非開示理由:公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 非開示部分:各階平面図(縮小したものを含む。)、断面図等 非開示理由:公にすることにより、各室の配置状況や建物への侵入経路等を把握することが可能となり、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵入及び破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
17	H30.7.27	H30.8.7	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 東京都知事(○)第○○号○○株式会社に係る平成28年1月26日受付第1673号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 東京都知事(○)第○○号○○株式会社に係る平成28年11月7日受付第52064号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 東京都知事(○)第○○号○○株式会社に係る平成29年12月19日受付第42316号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る平成26年2月20日受付第4188号の宅地建物取引業者免許申請書 (5) 東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る平成27年1月15日受付第22258号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (6) 東京都知事(○)第○○号株式会社○○に係る平成29年2月1日受付第32757号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	94	1												(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課	
18	H30.7.30	H30.8.7	東京都知事(○)第○○号○○株式会社に係る平成30年4月20日受付第87号の宅地建物取引業者免許申請書(ただし、履歴事項全部証明書を除く。)	24	1												(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課	
19	H30.7.31	H30.8.7	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(平成30年7月17日から平成30年7月30日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	※	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
20	H30.7.26	H30.8.8	平成25年4月10日付24都市整防第591号(東京都告示第620号) 「荏原町駅前地区防災街区整備事業組合の設立認可について」に添付する設立認可申請書のうち、施行地区位置図、施行地区区域図及び従前の土地図 平成27年1月19日付26都市整防第392号(東京都告示第52号) 「目黒本町五丁目24番地区防災街区整備事業組合の設立認可について」に添付する設立認可申請書のうち、施行地区位置図、施行地区区域図及び従前の土地図	6	1													都市整備局市街地整備部防災都市づくり課	
21	H30.8.6	H30.8.8	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 建設業許可申請書一式(平成28年5月30日許可)	19	1												(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課	

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
30	H30.8.9	H30.8.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・第44期・第45期決算変更届出書のうち、財務諸表各一式	24	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
31	H30.8.9	H30.8.10	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書（第28期）のうち、財務諸表一式	12	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
32	H30.8.9	H30.8.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第24期）	19	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	H30.6.12	H30.8.10	<ul style="list-style-type: none"> 〇都市建指第〇〇号建築基準法第48条第4項ただし書の規定に基づく許可について 〇都市建指第〇〇号建築基準法第58条の規定に基づく許可について 〇都市建指第〇〇号建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく認定について 建築基準法第12条第5項の規定による報告書（平成30年5月10日付東京都収受(仮称)〇〇計画 建築基準法第48条第4項ただし書の規定による許可) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書（平成30年5月10日付東京都収受(仮称)〇〇計画 建築基準法第58条に関する規定による許可) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書（平成30年5月10日付東京都収受(仮称)〇〇計画 建築基準法第68条の3第1項の規定による認定) 	※	1													<ul style="list-style-type: none"> (7条4号) 住戸及び機械・設備室等の配置が分かる部分は、公にすることにより、侵入経路や家屋の構造等が明らかにされ、その結果、侵入等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため (7条2号) 法人等の担当者、区役所職員、警察職員の氏名及び自動車登録番号標は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人における特定の部署又は特定の担当者の連絡先は、通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、円滑な事務の遂行に支障が出るなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 	都市整備局市街地建築部建築指導課	

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
41	H30. 8. 3	H30. 8. 13	東京都営住宅等管理業務委託に関する契約書 (契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	1	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局都営住宅経営部経営企画課
42	H30. 8. 3	H30. 8. 13	「都営住宅27H-106・117西及び27M-103・104西（府中市住吉町二丁目）整備工事その2」に関する工事設計概要書、総総括表、科目別内訳書、細目別内訳書、代価明細表及び諸経費計算書	※	1															都市整備局西部住宅建設事務所建設課
43	H30. 8. 9	H30. 8. 13	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年7月1日から7月31日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
44	H30. 6. 12	H30. 8. 14	(1) 平成28年10月20日付「霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の第1回地権者会議の議案について」、(2) 平成29年2月20日付事務連絡「〇〇権利者宛て仮換地指定通知書発送のご協力のお願い」、(3) 平成29年5月25日付事務連絡「〇〇権利者宛て仮換地指定通知書郵送のご協力のお願い」、(4) 平成29年6月19日付事務連絡「〇〇権利者宛て使用収益開始日の通知書郵送のご協力のお願い」	※	1															都市整備局第二市街地整備事務所事業課

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
52	H30.8.7	H30.8.20	東久留米市〇丁目〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る、道に関する協定書及び協定図に準ずる見取図（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	3	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
53	H30.8.16	H30.8.20	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年8月2日から平成30年8月15日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
54	H30.8.10	H30.8.21	・第〇〇回東京都建築審査会議事録 議案第〇〇号（第〇〇号以外の部分を除く。） ・第〇〇回東京都建築審査会議事録 議案第〇〇号（第〇〇号以外の部分を除く。）	7	1															都市整備局市街地建築部調整課	
55	H30.8.10	H30.8.22	東京都知事（〇）第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成30年4月20日受付第87号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	24	1								1							（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
56	H30.8.16	H30.8.22	（1）東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成27年11月13日受付第843号の宅地建物取引業免許申請書のうち、次の書類 ア 第一面（免許申請書の表紙） イ 第三面（専任の宅地建物取引士に関する事項が記載された頁） ウ 添付書類（3）専任の宅地建物取引士設置証明書 エ 添付書類（6）略歴書のうち、専任の宅地建物取引士に係るもの オ 添付書類（8）宅地建物取引業に従事する者の名簿 カ 専任の宅地建物取引士の顔写真貼付用紙 （2）東京都知事（〇）第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成30年2月1日受付第42632号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	12	1								1							（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
57	H30.8.10	H30.8.22	建設業許可業者名簿（7月分）	※	1															都市整備局市街地建築部建設課	
58	H30.8.21	H30.8.22	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成30年7月31日から平成30年8月20日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
59	H30. 8. 21	H30. 8. 23	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・廃業届出書（平成30年6月20日受付） ・営業所変更届出書（平成30年6月20日受付） ・変更届出書（平成30年6月20日受付） ・役員等の一覧表（平成30年6月20日受付） ・専任技術者一覧表（平成30年6月20日受付）	5	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
60	H30. 8. 21	H30. 8. 23	「都営住宅28H-102西（三鷹市下連雀七丁目第3）工事」に関する工事設計書工事概要、総括表、工事設計内訳書表紙、種別内訳書及び工事変更設計書工事設計概括書、総括表、建築工事変更設計内訳書表紙、種別内訳書	※	1															都市整備局西部住宅建設事務所建設課
61	H30. 6. 28	H30. 8. 24	サービス付き高齢者向け住宅において発生した事故に係る事故報告書（平成28年度から平成30年5月末までに提出されたもの）	862	1					1	1	1							(7条2号) 入居者・事故の経緯・事業者等に関する情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 事故の経緯・事業者等に関する情報については、特定の住宅において発生した事故の内容、当該事故に関する事業運営上の問題点等を公にすることにより、当該住宅に対する不安等をいたずらに生じさせ、当該住宅を設置・運営する事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部民間住宅課
62	H30. 8. 20	H30. 8. 24	東京都知事（〇）第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成30年4月20日受付第87号の宅地建物取引業者免許申請書（ただし、履歴事項全部証明書を除く。）	24	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住宅政策推進部不動産課
63	H30. 6. 27	H30. 8. 24	・平成26年10月24日付26都市経資第596号 国有借地の売払申請等について（都営霞ヶ丘アパート） （全部事項証明書（土地）写し、公図写し及び地積測量図写しを除く。）	※	1															都市整備局都営住宅経営部資産活用課

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
69	H30.8.27	H30.8.30	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 建設業許可申請書（平成26年2月25日許可）のうち ・様式第一号 ・様式第七号 ・様式第八号 ・様式第十四号・ ・一級建築士免許証 ・定款 ・変更届出書表紙（第75期・第76期・第77期・第78期・第79期）	16	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
70	H30.8.28	H30.8.30	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社以下の書類 ・変更届出書一式（平成27年1月23日受付） ・決算変更届出書各一式（第10期・第11期・第12期・第13期・第14期）	146	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
71	H30.8.21	H30.8.30	(1) 元芝アパート 移転先住宅の再追加（見学会）のお知らせについて、移転先住宅関係資料（再追加分）、部屋割り抽選会開催のお知らせ、移転先住宅（再追加分）の見学会の延期のお知らせについて (2) 長後町アパート 移転先住宅見学会（見学部屋）のお知らせ (3) 小豆沢二丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ） (4) 上沼田第3アパート 保証金の納入及び鍵の交付について（お知らせ） (5) 宮城第2アパート 移転先部屋割り抽選会のお知らせ (6) 豊島三丁目・七丁目アパート 使用許可日のお知らせ、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
72	H30.8.20	H30.8.31	建築計画概要書（〇〇都市建指建第〇〇号） ・建築主 〇〇〇〇 ・建築確認番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇号 ・地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇	2	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
73	H30.8.21	H30.8.31	(1) 見学会日程の変更について(仙川アパート先行移転希望世帯) (2) 移転説明会資料(緑ヶ丘二丁目アパート)(仙川アパート先行移転希望世帯) (3) 村山団地移転説明会の開催について(村山団地27~31、43、44号棟居住世帯) (4) 併用店舗移転説明会の開催について(下馬アパート併用店舗継続希望者) (5) 部屋決め抽選会および今後の予定等について(上石神井アパート移転対象世帯) (6) 併用店舗見学会の開催について(日程のお知らせ)(下馬アパート併用店舗継続希望者) (7) 粕谷二丁目アパートへの移転時期の延期について(八幡山アパートから粕谷二丁目アパートへ移転世帯) (8) 粕谷二丁目アパート以外のアパートの移転時期について(八幡山アパートから粕谷二丁目アパート以外のアパートへ移転世帯) (9) 下馬アパート4期移転説明会の開催について(下馬アパート4期移転対象世帯)	18	1														都市整備局西部住宅建設事務所管理課
74	H30.8.24	H30.8.31	都営住宅30M-102東(足立区鹿浜二丁目)工事 工事設計内訳書(総括表、建築工事内訳書)	※	1														都市整備局東部住宅建設事務所建設課
75	H30.8.29	H30.8.31	都営住宅30H-114東(板橋区舟渡二丁目)工事 工事設計内訳書(総括表、建築工事内訳書)	※	1														都市整備局東部住宅建設事務所建設課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。